

「平成24年度東久留米市事務事業見直しのための仕分け」 委員の意見・提言

| | | | |
|-------|--------------|-----|-------|
| 番号 | B-2 | 担当課 | 産業振興課 |
| 事務事業名 | 小口零細企業資金融資事業 | | |

| 判定区分 | | | | | | | |
|----------------------|----|---|-----|------------|------------|-------------|--|
| (仕分け市民委員数はA班5名、B班5名) | | | | | | | |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | |
| 不要 | 民間 | 国 | 東京都 | 他市町村との広域連携 | 東久留米市(改善有) | 東久留米市(現行通り) | |
| 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | |

仕分け委員 意見・提言

委員・・・6東久留米市(改善有)②事業規模を縮小すべき⑦その他

①貸付枠が10億円(5千万円×20倍)に対して、実績は、H20年282、H21年176、H22年158、H23年179百万円です。貸付枠を縮小させ、預託金を3千万円～2千万円とすべき。
 ②又は、預託方式をやめ、利子補給方式とすべき。これなら巨額な預託金は、不要となります。ご検討をお願いします。

委員・・・1 不要(段階的3年間)③効果なし(薄い)/逆効果④サービス受給者の自助努力・自己負担⑥その他(東京都が行う補助で充分)

○市の借入が増加する中で、わざわざ現行制度を続ける必要はない。
 ○5千万円の預託をして、10億の枠を設定しているが、実質的には、融資しているのではなく、利子と保証金の補助をしているにすぎない。預託する必要はない。借金した金を意味なく金融機関に預ける必要なし。
 ○審査が金融機関任せでは、本当に困っている企業に補助できない。
 ○補助するお金の振込先が個人口座なのか法人口座なのか、きちんと確認できていなければ、個人のふところに補助が入りかねない。(市税を使って一個人の収入を増やすことにつながる。)

委員・・・1 不要(段階的)⑥その他

○経済不況下ではあるが、ビジネスに関し、小口零細企業資金融資の保証預託まで市がやることはないと思う。

委員・・・6東久留米市(改善有)②事業規模を縮小すべき

○限度額20倍(10億)とあるので、適正な預託金にまで下げる方向。

委員・・・6東久留米市(改善有)②事業規模を縮小すべき

○預託金の減額→(20倍まで融資可能なら5千万円は多いので3千万円)
 ○利子補給のみでは?→改善有。
 ○有り方全体の見直しを→経済環境を”トラエ”国の中小企業円滑法案との動向を注視し改善要。

担当課の考え方

小口零細企業資金融資事業は、信用保証協会と金融機関による責任共有制度が平成19年10月からスタートしたことを受けて、貸し渋り等による小規模企業者への影響を緩和するために、国が全国統一基準によりはじめた制度です。市では、平成20年4月より国の制度に準拠した「小口零細企業資金融資制度実施要綱」を定め、市内の金融機関と契約し、運転資金・設備資金等の融資制度を設け、また、利子補給と保証料の補助を行っています。本事業は、小規模事業者の支援を目的に実施しているもので、既に多くの小規模事業者が融資を受けており、廃止は難しいものと考えておりますが、預託金につきましては、融資実績に基づいた預託金額にする方向で検討してまいります。